

業務方法書の一部改正について

1. 業務方法書（平成16年5月6日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（清算対象取引） 第4条 （略） 2 前項に規定する清算対象取引の対象とする有価証券（以下「対象有価証券」という。）は、次の各号に掲げるものとする。 （1） （略） （2） 機構の行う受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務において<u>取り扱われている</u>信託受益証券 （3） （略）</p>	<p>（清算対象取引） 第4条 （略） 2 前項に規定する清算対象取引の対象とする有価証券（以下「対象有価証券」という。）は、次の各号に掲げるものとする。 （1） （略） （2） 機構の行う受益証券発行信託受益証券保管振替決済業務において<u>取り扱われる外国株信託受益証券又は外国ETF信託受益証券</u>（以下「<u>信託受益証券</u>」という。） （3） （略）</p>

2. 附 則

この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

以 上